平成 27 年 10 月 6 日提出

（宛先）鎌倉市議会議長

議員名　　長嶋　竜弘

朝礼・夕礼に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第７条第３項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

１　件名

朝礼・夕礼の実施状況について

２　質問の要旨

平成 21 年に出されている「職員の意識改革のための取組方針」は、職員の相次ぐ不祥事により損なわれた信頼回復をする為に、職員意識改革委員会での検討をもとに作成されたものであるが、下記内容の記載が冒頭一番最初に掲載されている。

・１　各職場の取組み事例の全庁的実践

・ア　風通しの良い職場づくり

・〇　朝礼・夕礼、ミーティング、懇談会、課内会議の実施

①　上記の趣旨から朝礼・夕礼は全課行われているはずであるがいかがか。

②　実施していない課が万が一あるとしたら何課中何課あるのか。

③　実施していない課が万が一あるとしたら課名を教えてください。

④　もし万が一実施していない課があるとしたら、平成 21 年に出されている「職員の意識改革のための取組方針」で「各職場の取組み事例の全庁的実践」で冒頭一番最初に記載して「市民への信頼回復をします」、とうたっていた事は「鎌倉市役所ぐるみで嘘をついた事になる」と思うがいかがか。

⑤　９月 14 日付で市長から「職員の綱紀粛正について」という文章がだされているが、平成 21 年に出された「職員の意識改革のための取組方針」の中の、朝礼・夕礼の全庁的実践ですら守れていないとすると、綱紀粛正、信頼回復などできると思えないがいかがか。

⑥　朝礼・夕礼の全課完全実施がなされていないとしたら、今回の納税課職員の遅刻問題再発防止策として、また残業の常習化を防ぐ為にも、言葉だけではなくきちんと業務として定めて、全課完全実施を早急にするべきだと思うがいかがか。

⑦　朝礼・夕礼の内容は最低下記をやっていただく事を提案するがいかがか。

○　朝礼　８時30分より

・出勤の確認

・体調管理の確認

・本日（週・月単位も含む）の全市的行事等の確認

・本日（週・月単位も含む）の全庁的な取り組みの確認

・本日の課の業務の確認、各自の業務の確認

○　夕礼　５時10分～15分

・本日の業務上の共有事項の確認

・本日の残業の確認

・翌日の勤務体制の確認

⑧　夕礼で確認された残業が命令されていない職員に関しては、業務終了後30分程度の17時45分ぐらいまでに退庁するべきだと思うがいかがか。

３　答弁を求める者

副市長

４　答弁の期限

㊒（平成27年10月13日まで）　・　無

（理由：回答に要する妥当な日数であるから）